

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3009号)

令和5年8月3日

横情審答申第3009号

令和5年8月3日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年5月7日環創地第61号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成8年度国土調査特定区特定町特定地番A、特定地番Bにかかる地籍図（合筆前のもの）（父 X記載のもの）」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成8年度国土調査特定区特定町特定地番A、特定地番Bにかかる地籍図（合筆前のもの）（父 X記載のもの）」の保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年1月8日付で行った「平成8年度国土調査特定区特定町特定地番A、特定地番Bにかかる地籍図（合筆前のもの）（父 X記載のもの）」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第25条第2項に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 調査の際に、所有者及び地目を同じくする二筆以上の土地が同一地番区域内において字を同じくして接続し、かつ、それらの筆界を現地について確認することができない場合、土地の所有者の同意を得て合併があったものとされ、その結果は地籍図原図に記載される。また、20日間の縦覧期間にその記載について申出がない場合は、地籍図として調査の成果となる。したがって、地籍図には合併前の筆については記載が残されていないことから、本件保有個人情報は、作成しておらず、保有していない。
- (2) また、審査請求人は、特定地番A及びその周辺の地番に関係して合併前の筆界が記載されている地籍図以外の保有個人情報を求めているものと解することもできるが、当該保有個人情報は、本件より先に行われた個人情報本人開示請求において開示又は一部開示している。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のよ

うに要約される。

- (1) 特定地番A、特定地番Bに関わる国土調査に関わる合筆前の地積図の開示を求める。
- (2) 本件国土調査は、平成8年に着手され、平成11年5月21日に終了している。国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）は、その第2条において、国土調査の調査方法を定めており、同条第3項第5号において各筆毎の地積調査を求めている。さらに、その詳細は、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）によって定められている。
- (3) 準則によれば、第3条において、地籍調査の作業の流れが規定されており、第1項で一筆地調査を、第2項で一筆地の土地境界の測量を、第3項で各筆毎の土地の面積の測定を、第4項で地積図及び地積簿の作成を求めている。
- (4) 更に、準則第3章において、一筆地調査の詳細な手順が定められている。この手順によれば、まずその第14条において、単位区域界の概略を現地について調査しなければならない、とされている。
- (5) 更に、準則第15条において、一筆調査は、調査図素図、調査図一覧図及び地積調査票を作成して着手することを求めている。
- (6) これを、本件に当てはめてみた場合、横浜市から開示された特定地番Aに関する調査図素図によれば、特定地番A（142㎡）及び特定地番B（21.81㎡）が記載されており、一筆調査が行われた痕跡を残している。
- (7) よって、特定地番A及び特定地番Bについて一筆地調査が行われたことは明らかであり、これによる地積図が作成されているものと推量されるため、合筆前の特定地番A及び特定地番Bに関するその一筆ごとの地積図の開示を求めるものである。
- (8) 本件対象の特定地番A及び特定地番Bは、国土調査法の成果により、本件事業者により合筆されているが、調査図素図の段階では、特定地番A（142㎡）及び特定地番B（21.81㎡）の合計163.81㎡あったものが、合筆後105.71㎡となっていることは疑問を残す。
- (9) 更に、横浜市から開示された地籍調査後の調査図によれば、その面積は特定地番A（128㎡）及び特定地番B（21.81㎡）の記載があるが、なぜか、その境界線が削除されている。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 国土調査に係る事務について

環境創造局総務部地籍調査課では、法第2条第1項第3号に定める地籍調査を行っている。地籍調査は、同条第5項において「毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう」と定められている。

また、準則第3章の規定に基づき一筆地調査を行い、その際、準則第23条第1項に定めるとおり、調査対象の土地の筆界について現地調査を行う。

調査の際に、所有者及び地目を同じくする二筆以上の土地が同一地番区域内において字を同じくして接続し、かつ、それらの筆界を現地について確認することができない場合は、当該土地の所有者の同意を得て合併があったものとする（準則第25条第1項）。調査後、現地の筆界点の位置を求める地籍測量を行い（準則第37条第2項）、その結果を用いて地籍図原図という地図を作成する（準則第41条）。地図は作成後、その旨を公告した日から20日間、一般の閲覧に供され（法第17条第1項）、閲覧の際に誤り等があると申出があった場合（同条第2項）、その申出が事実であると認められるときには、国土調査を行った者は地図を修正する（同条第3項）。同条の規定による手続が終了したとき、地籍図原図は地籍調査の成果としての地籍図となる（準則第89条第1項）。

(3) 本件処分について

ア 実施機関の個人情報本人開示請求の解釈

審査請求人から、令和元年12月から令和2年12月にかけて計8回、特定地番Aやその周辺の地籍調査に関する保有個人情報の個人情報本人開示請求があり、そのうち令和2年6月には「特定地番C 特定地番Dに関する一切の書類」、同年8月には「特定地番Aに関する一切の書類」との個人情報本人開示請求があり、請求内容に係る保有個人情報は全て開示した経緯を踏まえて、実施機関は、本件処分に係る個人情報本人開示請求において審査請求人が開示を求める保有個人情報は、準則第89条1項に規定される地籍図と解し、地籍図には合併前の筆については記載が残されていないことから、当該保有個人情報は作成しておらず、保有してい

ないため、不存在と判断した。

イ 本件処分の妥当性

- (ア) 審査請求人は、「平成8年度国土調査 特定区特定町特定地番A、特定地番Bにかかる国土調査法第二条で規定する地籍調査の成果による地図（合筆前のもの）（父 X記載のもの）」を請求している。

開示請求書に「地籍調査の成果による」との文言があることからすれば、地籍調査の成果である地籍図が対象保有個人情報であると考えられる。

しかし、実施機関が説明するとおり、地籍図は合併後の筆界線が描かれるものであって、合併前の地籍図は存在しない。

- (イ) 次に、審査請求書に関する補足説明書には「地積図」との文言があるが、実施機関の説明によれば、「地積図」という図面はそもそも存在しない。

また、「地積図」を地積測量図と解しても、地積測量図は国土調査では作成することになっていないとのことである。

このような実施機関の説明に、不自然、不合理な点は見当たらない。

- (ウ) したがって、本件保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(4) その他審査請求人の主張に関連する保有個人情報について

ア 存在する保有個人情報

審査請求人の主張からすると、審査請求人は、特定地番A及び特定地番Bに係る i 合併前の地図又は ii 地図に類する保有個人情報及び図面並びに iii 特定地番Aについての平成8年度国土調査及び特定地番Bの合併により特定地番Aの面積が変化した経過に関する保有個人情報及び図面（以下「国土調査の経過に関する保有個人情報及び図面」という。）の開示を求めていることも考えられる。

このように解した場合、特定地番A及び特定地番Bに係る①調査図素図、②調査図、③地籍調査票、④地籍図、⑤筆界点番号図及び⑥筆界点成果簿という保有個人情報が存在する。

しかし、これら各保有個人情報は、開示請求書の文言からすれば開示請求の対象には含まれないと解する実施機関の判断は、不合理とはいえない。なお、これらの保有個人情報については、過去の開示請求において審査請求人に開示済である。

イ 不存在の保有個人情報

さらに、審査請求人の主張に関連する可能性のあるその他の保有個人情報の存否について実施機関に確認したところ、以下のとおり説明があった。

- (ア) 現地調査用の地籍調査票（(4)アの③地籍調査票とは別のもの）については、その様式が定められたのは平成14年であり、平成8年当時は定められていなかったため、本件では現地調査用の地籍調査票は存在しない。
- (イ) 準則第74条第2項の筆界点番号図（(4)アの⑤筆界点番号図とは別のもの）については、少なくとも現存しておらず、その図面が作成されていたか否かは、記録が残っていないため不明である。
- (ウ) 平成8年当時における、(4)アの①調査図素図、②調査図以外で合併前の状況が描かれている図面は、少なくとも現存しておらず、その図面が作成されていたか否かは、記録が残っていないため不明である。
- (エ) 特定地番A及び特定地番Bの合併前の測量に関する保有個人情報及び図面については、(4)アの⑤筆界点番号図のうち、特定地番Aにおいて、合併前の筆界点は描かれていないことから、測量は合併された筆に対し行われていたと考えられるため、存在しない。
- (オ) 平成8年当時は、現在の地籍調査では行われている、事前に現地の境界杭・塀などの位置を調査する現況測量並びに公図及び地積測量図から境界を復元する復元測量は行っていないため、現況測量及び復元測量に関する測量資料は存在しない。
- (カ) このような実施機関の説明に、不自然、不合理な点は見当たらない。

(5) その他

審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 5 月 7 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 6 月 17 日 (第270回第三部会) 令和 3 年 6 月 22 日 (第350回第一部会) 令和 3 年 6 月 23 日 (第400回第二部会)	・ 諮問の報告
令和 5 年 2 月 2 日 (第16回第四部会)	・ 審議
令和 5 年 3 月 2 日 (第17回第四部会)	・ 審議
令和 5 年 4 月 6 日 (第18回第四部会)	・ 審議
令和 5 年 5 月 11 日 (第19回第四部会)	・ 審議
令和 5 年 6 月 1 日 (第20回第四部会)	・ 審議
令和 5 年 7 月 6 日 (第21回第四部会)	・ 審議